

カワシマ便り (第4号)



株式会社 カワシマ

株式会社 カワシマ

●〒101-0054 千代田区神田錦町2-2-11 長島ビル2F
tel. 03-5281-6353 fax. 03-5281-6923

●〒270-1154 我孫子市白山1-27-3
tel. 04-7183-2910 fax. 04-7185-0151

E-mail : info@ykawashima.co.jp

URL : http://www.ykawashima.co.jp

株式会社損害保険ジャパン/損保ジャパンひまわり生命株式会社

東京海上日動火災保険株式会社 アメリカンファミリー生命保険会社

カワシマです



「安心 安全 身の補償」

桜の花が咲きほこりし季は、花冷え、春の嵐と可憐な花を痛めつける。

桜は気候の変動に対し身を矯め、暑い時は幹、葉に太陽を一杯にうけ、栄養を保ち、秋にスリムに葉を落とし、寒さに耐え、また春になれば太陽を燦燦とあび、花を咲かせ人々に喜び、感動と勇気を与える。

役所、企業にとり四月にはフレッシュな若人、新社会人が誕生します。その人達に私から「良く笑う人は風邪をひかない。笑いは温かい人間関係をつくる」という言葉を贈りたいと思います。それからお願いがあります。「優秀だが金太郎飴にならないこと」ね。

自分の心で自分の頭で考える人でありたい。ユーモアは愛と思いやりの表現です。希望をもって船出して下さい。

今や未曾有の世界的金融恐慌、政治も経済も先行の見えない幕明けとなった本年、損保業界も合併・業務提携とはなはだあわただしい変化の波にさらされている。

こんな時こそ何が起きているのか、常に変化に気がつかないと物が見えてこない。社会に必要とされることとは

何かとしっかり方向性を持ち、毎日の仕事の中で何かを見つけ、感じ取ることが必要である。特に保険の代理店の姿勢・資質が問われる。お客様は精神的な満足度を求め始めている。満足度の向上を計り、現場を見つめ、未来志向で情を持ちつつ、個性豊かにカワシマらしく、オンリーワンを目指している。

実体経済の後退で年金、医療、社会保障問題、いまや国に依存はできない。自助努力が大切です。自分のことは自分で、その上で安心、安全、健全な暮らしと身の補償に保険は幸な生活の裏方としてご活用下さい。売るのみの保険ではなく一人一人にあったニーズに合せ、心の満足と日々の生活に最も必要な商品に力点をおき、又、大口割引を確保するため募集範囲を全国展開しております。すでに団体扱い農林省大口割引(団体扱割引)が適用されております。

みな様のお役に立つようこれからも努力してまいります。(ご意見等お寄せ下さい。)

損保ジャパンと日本興亜損保の 共同持株会社設立による 経営統合に関する合意について

株式会社損害保険ジャパン

日ごろより、皆様には、大変お世話になっておりました誠に有難うございます。
さて、損害保険ジャパン（以下、損保ジャパン）と日本興亜損害保険株式会社（以下、日本興亜損保）は、平成21年3月13日、株主総会の承認と関係当局の認可等を前提として、共同持株会社の設立による、平成22年4月を目指した経営統合に向けて基本合意を行ったことについて、公表いたしました。経営統合のため、共同持株会社の傘下で、損保ジャパンと日本興亜損保の2社が存続いたしますので、皆様のご契約の保険会社は引き続き損保ジャパンのままで変更はございません。

今後ともより一層のご愛顧を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

【経営統合の背景と目的】

日本における中長期的に大きな課題である少子化・高齢化、人口減少社会の到来や世界レベルでの気候変動・地球温暖化の進行によるリスクの増加、また、個人のライフスタイルの変化に伴うニーズの多様化等に対して、企業は的確な対応を行い、社会の安全・お客様の安心に貢献することが強く求められています。損保ジャパンと日本興亜損保は、このような共通認識のもと、両社120年に及ぶ歴史の中で培ってきた強みを1つのグループとして共有し、「お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献する新たなソリューション・サービスグループ（以下「新グループ」）」を創設することとしました。

【経営ビジョンと目指す企業グループ像】

「お客さまの視点で全ての価値判断を行い、お客さまに最高品質の安心とサービスをご提供し、社会に貢献すること」を経営ビジョンの中心に据え、ステークホルダーの皆さまから圧倒的なご支持が得られるよう、以下に掲げる「新グループ」の実現を目指します。

1. 最高品質の安心とサービスを提供するグループ
2. 国内事業に軸足を置くグループ
3. 社会と環境にやさしい幅広いソリューションを提供するグループ
4. 株主価値の最大化を図るグループ
5. 自由闊達・オープンで活力溢れる企業文化を有するグループ
6. いずれの企業・金融グループからも独立したグループ

以上



電車で遊ぼう ③ ジパング倶楽部 鈴木 厚正

- シルバー世代を対象とした旅行クラブです。
会員になれるのは、女性は満60歳以上、男性は満65歳以上。よくある差別とは逆ですね。JRはフェミニストなのでしょう。但し、どちらかが満65歳以上なら、その配偶者は年齢に関係なく会員になれる。
- 特典は、JRを201km以上（往復でも片道でも）利用する場合の運賃と料金が3割引（入会時の初回と2回目は2割引）。但し、繁忙時（ゴールデンウィーク、8月のお盆前後、年末・年始）と新幹線「のぞみ」の特急料金は対象外、利用は年間20回まで、といった制約があります。ぼくは、昨年、20回を越えました。
- 年会費は、個人会員が3,670円、夫婦会員が6,120円。主要駅・旅行センターに、年齢を証明するものとカードに貼

る顔写真を持って申し込んで下さい。

●お問合わせ先「ジパング倶楽部」事務局

会社別	電話番号	営業時間
JR北海道	011 (231) 9733	10:00~17:00
JR東日本	050 (2016) 7000	9:00~17:30
JR東海	052 (581) 0746	10:00~17:00
JR西日本	06 (6343) 4436	10:00~17:00
JR四国	087 (823) 6069	10:00~12:00・13:00~17:00
JR九州	092 (474) 1643	9:00~18:00

*土曜・休日及び年末年始期間は休業します。
詳しくは各事務局にお問合わせください。

- 「なんだ、シルバーだけか」とお思いの方へ。
JR東日本限定ですが、201km以上利用の場合、運賃・料金が5%引となる「大人の休日クラブ・ミドル」があります。年会費が2,500円（初年度は無料）。このカードで、旅行商品、会員限定きっぷなどの特典があります。詳しくは上記へ。

大阪府知事の気になる発言 藤沢七郎

「皆さんは破産会社の従業員だ。だから給料半減でも云々」。この男は何様のつもりなのだと思った。財政赤字は自然発生したものではないはず。歴代知事や与党議員や幹部職員の責任は重大で、職員へ責任転嫁は筋違いだ。行政は、出生届から埋葬許可まで国民生活に深く関わる職務を負っている。総理大臣がある日突然職務放棄しても混乱しないのも行政が日々の職務を全うしているからだ。なのに財政再建と称して弱者切捨では知恵がなくとも蛮勇さえあればできてしまう。それはもはや政治ではない。

現在、長引く不景気で学校を卒業し

ても就職口が少なく、やむなく公務員を志望する者が殺到しているが、好景気が本格的になれば誰が好んで「破産会社」に就職するだろうか。

公務員バッシングすると選挙民から受けが良いといった認識の政治家もいるようだが、そんな政治家こそ淘汰されるべきではないか。

農林生協の理事長をなさった藤沢七郎さんが昨年11月27日にお亡くなりになり、その遺稿であります。なかなか辛口ですが、その通りですね。ご冥福をお祈りいたします。

合掌

カオリンからのお願い！！

新年度がはじまりました。転勤、異動に伴い住所が変わった、契約している車を通勤で使用するようになった場合、住所変更、使用目的変更等の手続きが必要となります。忘れずにご連絡下さいますようお願い申し上げます。

また、弊社ホームページ上で保険に関する事、その他いろいろな情報を提供しております。

お時間のある時に是非ご覧下さい。
(<http://www.ykawashima.co.jp>)



北嶋

保険の解説シリーズ（個人賠償責任保険編）

日本国内における日常生活において、ご本人やご家族の方が誤って他人にケガをさせたり、他人の物を壊したりして、法律上の損害賠償責任を負った場合など、相手方に支払わなくてはならない損害賠償金や万一訴訟になったときの弁護士費用等を保険金として、お支払いいたします。

1. この保険で対象になる方は？

この保険にご加入になれば、次の方が起こした事故が対象になります。

- ① 本人（記名被保険者）
- ② ①の配偶者
- ③ ①または②の方と生計を共にする同居の親族
- ④ ①または②の方と生計を共にする別居の未婚の子（下宿をしているお子様等）

※被保険者の続柄は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。

2. お支払いする保険金の内容は？

この保険では、次のような保険金をお支払いいたします。

- ① 被害者に支払う損害賠償金（治療費、入院費、慰謝料、休業補償、修理費（財物の時価額限度）など）
※被害者に支払う損害賠償金は示談・調停・裁判上の和解・判決等により確定したものに限り、
②被害者に対する応急手当、病院への護送費用などの緊急処置費用
- ③訴訟になった場合の訴訟費用や弁護士費用

※①についてお支払いする保険金は、1事故につき保険金額（ご契約金額）を限度とします。（保険金額を超える場合、③についてお支払いする保険金は保険金額の損害賠償金に対する割合に応じた額になります）

※法律上の損害賠償が発生しないにもかかわらず、被害者に支払われた見舞金などはお支払いの対象になりません。



3. この保険の対象となる事故例は？

この保険は、次のような事故が発生し、損害賠償責任を負った場合対象になります。

★ご自宅等の建物により生じた事故 たとえば・・・

- テレビのアンテナが倒れて通行人にケガをさせた。
- 塀が倒れ、隣家の物置をこわした。
- 風呂の水を出しっぱなしで、階下のお宅の部屋を水浸しにした。

★日常生活の中で生じた事故 たとえば・・・

- キャッチボールのボールが誤って通行人にあたりケガをさせた。
- 飼犬が他人に噛み付いた。
- 奥様が買い物先で誤って商品をこわした。
- お子さんが自転車で近所の子にぶつかってしまいケガをさせた。



4. この保険の対象とならない主な場合は？

この保険では、次のような場合は、保険金をお支払いできません。

- 業務遂行に直接起因する賠償責任
- 他人から借りたり預かったりした物（管理財物）に対する賠償責任
- 故意による賠償責任
- 世帯を同じくする親族に対する賠償責任
- 地震、洪水等の天災による賠償責任
- 心神喪失（泥酔など）による賠償責任
- 航空機、船舶・車両等及び銃器による賠償責任 など

個人賠償責任特約（オプション）個人用自動車総合保険（ONE-Step）

記名被保険者とそのご家族の日常生活における偶然な事故で、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金をお支払いする特約です。保険金額は無制限、自己負担額（免責金額）はありません。示談交渉サービスがセットされていますので安心してお任せください。

このカワシマ便りの中で保険商品の説明にあたる箇所は概要のご案内となります。詳しい内容については ㈱カワシマ（取扱代理店）まで、お問い合わせください。